

令和元年 6 月 28 日

令和元年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人海技教育機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 海技教育機構における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 126 件、契約金額は 1,748 百万円である。また、競争性のある契約は 110 件(87.3%)、1,691 百万円(96.7%)、競争性のない契約は 16 件(12.7%)、57 百万円(3.3%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約では件数及び金額が増加している。これは、特定事業者以外の実施が困難なために競争性のない随意契約によらざるを得ないこととなった「練習船事故再発防止対策に伴う契約」等の契約が増えたことによるものであり、また、競争性のある契約では金額が増加しているが、これは海技大学校耐震工事に伴う契約によるものが主な要因である。

表 1 平成 30 年度の海技教育機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	前年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(89.4%) 110	(97.7%) 12.66	(86.5%) 109	(96.5%) 16.88	(△0.9%) △1	(33.3%) 4.22
企画競争・公募	() 0	() 0	(0.8%) 1	(0.2%) 0.03	() 1	() 0.03
競争性のある契約(小計)	(89.4%) 110	(97.7%) 12.66	(87.3%) 110	(96.7%) 16.91	(100.0%) 0	(33.6%) 4.26
競争性のない随意契約	(10.6%) 13	(2.3%) 0.30	(12.7%) 16	(3.3%) 0.57	(23.0%) 3	(90%) 0.27
合 計	(100%) 123	(100%) 12.96	(100%) 126	(100%) 17.48	(2.4%) 3	(34.9%) 4.52

(注 1) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対前年度率である。

- (2) 海技教育機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 26 件(23.6%)、契約金額は 288 百万円(17.0%)である。

前年度と比較して、全体では金額は増加しているが、1 者以下の件数及び金額は減少した。

表2 平成 30 年度の海技教育機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		前年度	平成 30 年度	比較増△減
2者以上	件数	77(70.0%)	84(76.4%)	7(9.1%)
	金額	8.29(65.4%)	14.03(83.0%)	5.74(69.2%)
1者以下	件数	33(30.0%)	26(23.6%)	△7(△21.2%)
	金額	4.38(34.6%)	2.88(17.0%)	△1.50(△34.3%)
合 計	件数	110(100%)	110(100%)	0(%)
	金額	12.66(100%)	16.91(100%)	4.25(33.6%)

(注 1) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対前年度率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 調達改善に向けた審査・管理

① 一者応札の改善に向けた取組

参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続きに入る前の事前検証を徹底する。

・その特殊性から取扱業者数の少ない案件については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にいない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。

※公募 → 30 年度 1 件 その実施結果などの検証

ア. 透明性を確保するため公募案件として実施する。

イ. 公募を実施した結果、応募がない場合は、随意契約による価格交渉により、経費の節減を目指す。

・専門的な業務内容に関するシステムの保守・運用については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示し、また十分な公告期間の確保を行うことにより新規事業者の入札参加を促す。

・工事等において業者が作業員の確保などの履行体制を充分整えられる準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。

・複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。

(2) 競争性の確保及びコストの縮減に係る取組

- ① 幅広く業者への聞き取りを行うなど適正価格の調査を行い、仕様書における入札条件の緩和化や公告後の新規事業者への入札情報提供を行うことにより、競争性の確保とコストの縮減を目指す。
- ② 類似業務に係る調達について、可能な範囲で調達時期の調整を行い集約化することで、コストの縮減及び調達事務の効率化を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会(委員長は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、会計規程第37条第1項第2号(緊急を要する場合で競争に付すことができない場合)等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【契約審査委員会による点検件数】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を実施し、是正改善の措置をとる必要があると認めた場合には、速やかに監査対象箇所に対して措置をとることを要求することにより、不祥事の発生の防止を図る。

【会計内部監査の実施件数】

- ② 外部機関が実施する講習会等に参加し、他法人等の不祥事案への未然防止や再発防止策の最新の情報を得、機構内に周知する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 総務部長

メンバー 企画調整部長、学校教育部長、航海訓練部長、
上級教育・研究国際部長、会計課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、海技教育機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。